

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

南砺市

## 2 構造改革特別区域の名称

なんと活性化どぶろく特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

南砺市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地勢

南砺市は、富山県の南西端に位置し、北部は砺波市と小矢部市、東部は富山市、西部は石川県金沢市と白山市、南部は1,000～1,700m級の山岳を経て岐阜県飛騨市、白川村と隣接している。

平成16年11月1日、8つの町村（城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町）が合併して誕生した。

面積は、668.86 km<sup>2</sup>（東西26 km、南北36 km）で、そのうち約8割が森林で占められている。山間部は白山国立公園に指定され、すぐれた自然景観を残しており、「相倉・菅沼合掌造り集落」は世界遺産に登録されている。平野部は、豊かな水に恵まれた水田地帯として、また、全国でも珍しい「散居村」として知られ、独自の農村景観を形成している。

気候は、典型的な日本海側気候で、散居村が広がる平野部は、西風や冬の雪、夏の暑い日差しを遮る屋敷林（カイニョ）で家屋を守っている。また、特別豪雪地帯に指定されている山間部では積雪が多く、最大3mを超えることがある。

### (2) 沿革

この地域の歴史は古く、南砺市の中央部にある立野原台地から約2万年前の旧石器時代を中心とする遺跡がたくさん発掘されている。大量の石器が出土しているほか、縄文時代の竪穴式住居跡なども確認されている。奈良・平安時代には、小矢部川流域の平野部で荘園が発達し、高瀬遺跡では荘園の役所跡と思われる掘立柱形式の建物群が見つかっている。

中世になると、浄土真宗の瑞泉寺や善徳寺が建立され、時には一向一揆の拠点ともなり、近世にはそれぞれ井波や城端が門前町として栄えた。

平野部では加賀藩の支配下で新田開発が進められ、一方、五箇山では、養蚕や木炭、和紙のほか、火薬の原料となる煙硝づくりが行われた。

近代から現代にかけて、その時々为社会経済情勢の大きな流れに的確に対応しつつ、生活環境の充実や社会資本の整備等、地域特性を活かしながらの町づくり、村づくりに取り組んできた。

そして、このように歩んできた町村が、道路網の整備や広域行政の推進により一層、地域間の結びつきが強くなってきたことより、平成16年11月の平成の大合併に至った。

### (3) 人口

人口は、平成2年の65,113人、その後は平成7年の国勢調査では、62,965人、平成12年では60,182人、平成17年では、58,140人となり、年々減少の傾向にある。

一方、世帯数は、平成2年の国勢調査では16,598世帯、平成12年では16,892世帯、平成17年では16,980世帯となっており、核家族化が進行していると考えられる。

また、若年層の市外流出等により、近年、少子高齢化が急速に進み、平成17年では、高齢化率が28.5%と、全国高齢化率20.1%、富山県高齢化率23.2%を大きく上回っており、高齢化が深刻な問題となっている。

### (4) 産業の動向

南砺市の産業別就業者の割合は、平成2年から平成17年の15年間で、第1次産業就業者は2.2%減少し、第2次産業就業者は7.3%の減少であり、第3次産業にあっては、9.6%増加している。

なお、平成17年の国勢調査では、第1次産業就業者2,179人(7.0%)、第2次産業就業者12,766人(41.3%)、第3次産業就業者15,978人(51.7%)となっている。

### (5) 地域づくり

南砺市の平野部は、小矢部川、水量の豊富な庄川水系に属し、ほ場整備が行われ水田率が高く、水稻栽培を中心とした農業経営が行われている。

しかし、近年は、国の農政制度の見直し等による、国からの米の生産目標

数量の変動等により、主穀作を主体する農業体形では経営的に不安定な状況となっている。

このため、南砺市では生産調整水田における大豆や大麦の他、南砺市各地域にある特産作物、園芸作物、畜産などの地域の特性を活かした米以外の作物の振興により、地域ブランドの確立及び経営の多角化を図ってきている。

また、山間部の五箇山地域は、平成7年に日本で五番目となる世界遺産に登録された。この地域は、合掌造り集落や民謡の宝庫として長い歴史と伝統が今も息づいており、四季折々には「こきりこ祭り」等祭事が催され、多くの観光客が訪れている。平野部の門前町の風景が残っている城端地域では、代表的な祭りとして「むぎや祭」があり、おわら風の盆とともに富山県を代表する祭りとして開催されている他、市内各地で多彩なイベントが開催されている。

このような地域資源を最大限に活かしての地域活性化を図るため、南砺市では平成18年度に、南砺市総合計画を策定し「さきがけて 緑の里から世界へ」を将来構想に掲げ、「美しい住みよいまち」「創造的で元気なまち」「開かれたふれあいのまち」の3つを基本目標に設定し、地域の活性化と特色ある地域づくりを推進している。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

東海北陸自動車道が平成20年7月に全線開通し、現在の高速道路の通行量が全線開通前の約2倍に伸び、南砺市を訪れる観光客数は、全線開通前の平成19年の3,196千人/年から、平成21年の3,721千人/年と増加している。

ただし、宿泊客数は、平成19年の127千人/年から、平成21年度は114千人/年であり、減少傾向である。

これは、全線開通により、名古屋市から2時間余りとなり、利便性が向上し観光客が増加した反面、時間短縮による通過型観光客が増え、宿泊客が減少しているものと考えられる。

滞在型観光が伸び悩んでいることから、滞在時間を増加させるための、観光メニューや市内の各観光資源と連携したまちなか回遊ルートの形成などより魅力ある観光対策が急務となっている。

このことから、南砺市では、「南砺里山博2010」を7月から10月の100日間に、市全体を博覧会場と位置付け、南砺の自然、文化、人と接し、里山の生活を楽しんで頂けるようなプログラムを作り、癒(感動する・遊ぶ・

祈る）、農（育てる・味わう）、知（学ぶ・体験する）の3つのテーマで開催された。

南砺市内の各地で開催されたイベント、祭り、体験企画を有機的に結びつけ、南砺市の魅力を訪れる人に味わって頂くことを目的に、来年度からは、南砺市の地域資源を活用した南砺里山博を、年間を通して開催される予定である。

今後、この南砺里山博プログラムの内容を充実させるためにも、特区計画の認定を受け、農家民宿で自ら栽培した米を使った手づくりの濁酒の製造、提供が可能となることより、宿泊施設としての付加価値を高め、体験型観光の振興と滞在型観光客の増加を図りたい。また、地元で採れた農産物、山菜、川魚などの食材を活用することで、地産地消を促進し、農山村地域の活性化が期待できる。

また、今回申請するどぶろく製造事業は、五箇山地域の農家民宿の取組の中から生まれた、自発的な発想、提案からのものであり、農業体験、グリーンツーリズムの取り組みの充実につながり、地域住民と観光客との関わりが深まるとともに交流の輪が広がること、リピーターの増加により集落が自立するきっかけとなることも期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の特例措置を活用することにより、「どぶろく」を提供できる農家民宿の増加を促し、癒（感動する・遊ぶ・祈る）、農（育てる・味わう）、知（学ぶ・体験する）で開催されている南砺里山博のメニューの充実により、南砺市の豊かな自然を満喫する機会や、農家民宿での農業体験による都市住民との交流の場が広がることで、交流人口の増加を目指す。

さらに、南砺市の各地にある農畜産物等を特産品化することにより、農産物の消費・販路拡大、6次産業化を行い、南砺市ブランドの確立と販売を促進させ、農業と観光の連携強化を図ることにより活性化へとつなげ、南砺市が目標としている「創造的で元気なまち」の実現を目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、農家民宿等で地元の酒米を利用して製造した「どぶろく」や地域内で生産された農産物を材料とした郷土料理の提供が進むことで、地域内の地場製品の消費拡大及び販路拡大が期待できる。

また、五箇山地域で開催されている「利賀そば祭り」や「こきりこ祭り」、平野部で開催されている「福光ねつおくり七夕まつり」や「城端むぎや祭」など市内各地で開催されているイベントに加え、歴史・伝統・文化、豊かな自然を活かしたツーリズムと組み合わせることで、新たな滞在型観光のメニュー作りが出来る。これにより、南砺市の魅力を発信して、南砺市のファンやリピーターを増やし、交流人口の増加を図る等の効果がある。

#### 数値目標

区 分	平成21年	平成23年	平成25年
濁酒製造者数	0人	1人	3人
観光客入込数	3,721千人	3,800千人	3,900千人
宿泊者数	114千人	120千人	130千人

## 8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### （1）南砺市のイベント・お祭り・体験企画の情報発信

南砺市全体を博覧会場として、南砺里山博を開催し、南砺市の現在あるイベント・お祭り・体験企画をブラッシュアップし、市内、県内、県外へ発信し、南砺市の知名度、南砺への誘客率を上げる。これにより、南砺市の自然、文化、産業資源を体験していただき、南砺市へのリピーターを増加させる。

### （2）都市農村交流の推進

都市との交流を深めるため、旧利賀村で、そばを活性化の産物と位置付け、「みんなで農作業の日」として、「そば」の種まきから刈り取り、そば打ち体験が味わえる「そばオーナー事業」を開始した。平成17年度からは、市町村合併により南砺市となったことから、本事業を平、上平地域へも拡大し、平地域では、世界遺産の相倉集落合掌造り集落内での「棚田オーナー事業」、上平地域では、特産の「赤かぶ」の栽培を体験できる「赤かぶオーナー事業」

を展開し、五箇山地域の農業体験を切り口にこれからも都市住民との交流の輪を広げる。

また、子ども農山漁村交流プロジェクト事業の推進のため「南砺ふるさと子ども夢学校推進協議会」により、受入れ体制の整備、指導者の育成を行う。

### （3）地域ブランド認証事業

南砺市で生産される農産物、農産加工品を対象に、南砺市ブランド認証事業を展開し、商品に付加価値を付けたり、消費者のニーズに合わせた商品開発を行い、販売額の増加により地域の活性化を図る。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、農家民宿等の酒類を自己の営業所において飲用に供する業を営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる区域

南砺市の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、「どぶろく」の提供を通じて地域の活性化を図るために「どぶろく」を製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、農家レストラン等を営む農業者が、米等(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、都市と農村交流促進に加え、新たな地場産品の創造となり、地域活性化への足掛かりとなるものとする。

また、南砺市で開催されている祭り、イベント、体験企画に新たなメニューを加え充実することが出来、観光客や南砺市へのリピーターを増やし南砺市全体の活性化も図れる等、当該特例措置の適用の必要性は極めて高い。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳事務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本市では、構造改革特別区域となった場合は、酒類の製造免許がなければ醸造できないこと、民宿、農家レストランなど酒類を自己の営業場に置いて飲用に供する業を営む農業者でなければ、当該規制の特例措置の適用を受けられないこと、製造免許を受けた者は酒税法の規定違反を起こさないことなどについて、市民に十分周知を図るとともに該当者への指導及び支援を行う。